



令和3年1月14日

大 田 区 長
松 原 忠 義 様

大田区特別職報酬等審議会
会長 千 葉 謙 吾

大田区特別職報酬等の額について（答申）

令和2年11月19日付け2総総発第11620号により本審議会に意見を求められた件について、別紙のとおり答申いたします。

大田区特別職報酬等審議会

会	長	千	葉	謙	吾	
委	員	北	見	公	秀	
委	員	齊	藤	政	二	
委	員	利	根	川	文	子
委	員	中	井	恭	子	
委	員	中	島	寿	美	
委	員	深	尾	定	男	
委	員	舟	久	保	利	明
委	員	森	谷	憲	光	
委	員	吉	田	久	司	

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和2年11月19日、大田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、区長より、議会の議員の議員報酬の額並びに区長・副区長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等」という。）について諮問を受けた。

本審議会は、各委員が区民の代表としての自覚と責任において、その信頼に応えるべく、公平かつ不偏の立場に立ち、慎重に審議を重ねた。

審議にあたっては、本年の特別区人事委員会勧告、これまでの経過、区政を取り巻く社会経済情勢の動向、他区との均衡などを考慮し、広範な視点から検討を行った結果、次の結論を得た。

2 特別職報酬等の額の現状とこれまでの経過について

本区の特別職報酬等は、過去において、一般職員の給料についての特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区職員の給与水準に添って改定してきた経過がある。現在の額は、令和元年11月18日の答申に基づき改定されたものである。

本審議会では、適正な特別職報酬等の額を検討するために、他区との比較、各役職間の均衡も重要な要素であるとして審議を行ってきたところである。

3 本年の特別職報酬等の改定の考え方

(1) 本年の特別区人事委員会勧告の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ① 月例給については、職員給与が民間従業員の給与を157円(0.04%)上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから改定を行わないことが適当

② 期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合の公民較差（0.05月）を解消するため、年間支給月数について0.05月分引き下げ改定を行うこと

なお、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により民間給与調査が2回に分けて実施されたことにより、特別給が10月23日、月例給が12月3日に行われるという異例の勧告となった。

(2) 内閣府による12月の月例経済報告では、日本経済の基調判断について、

「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とする一方で、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としており、各種政策効果に期待する一方、感染症が内外経済に及ぼす影響には警戒感を示している。

(3) 区財政の状況としては、平成においての二度の経済不況の経験から、基金の適切な積立てや特別区債の発行抑制と着実な償還を進めており、現在において財政の健全性は維持している。しかしながら、今後の区財政の見通しは、歳入においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、一般財源の減収が見込まれる一方、歳出においては、公共施設の維持更新に係る経費や社会保障関係経費の増が想定されるなど、大幅な財源不足が見込まれる。加えて、国による地方法人課税の一部国税化や地方消費税の生産基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な財源は一方向的に失われている。

こうした状況においても、区は、区民生活に安心をもたらす各種施策、大田

区の未来に向けたまちづくりなど、安定的、継続的に行政サービスを提供していくことが極めて重要である。

- (4) こうした中、区長及びこれを支える副区長、教育長は、区民の負託に応えるべく、広範な見識に基づく適時的確な判断を積み重ねていくことが求められている。この一時たりとも立ち止まることが許されることのない職責は、新型コロナウイルス感染拡大への対応も含め、極めて重大かつ困難なものであり、厳粛なものといわざるをえない。

また、区議会議員においても、区民福祉の増進を具現化するため、複雑かつ多様化する区民ニーズを的確に把握し、各種政策形成に反映させると共に執行機関をチェックしなければならない。区議会議員が、区民の代表者として担う責任と役割は、コロナ禍においてますます重要なものとなっている。

- (5) 特別職報酬等の額は、それぞれの役職の職務と職責に相応した額とすることが必要である。これに加えて、一般職員の給与改定状況及び他区の特別職報酬等の状況並びに社会経済情勢等を総合的に勘案のうえ、区民の理解と納得が得られる適正な額とするべきである。

審議の中では、区長・副区長・教育長及び議員の働きに対する評価やコロナ禍の中肌で感じられる地域の景況感等について意見交換を行った。本審議会は、従前より特別区人事委員会勧告を尊重する立場で審議を行ってきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今後悪化が懸念される民間給与の支給状況を考慮すると、公民較差のバランスの考え方は、区民の理解と納得を得る観点からも、ますます重要なものであることを改めて確認した。

4 特別職報酬等の改定について

前項で述べた考え方により、本審議会は、特別職報酬等の額について、一般職員に対する給与改定内容を準用し、次のとおり据置きとすることが適正であると考える。

(1) 区長等の給料月額

区 長 1, 154, 800 円 (改定なし)

副 区 長 926, 800 円 (改定なし)

教 育 長 829, 200 円 (改定なし)

(2) 区議会議員の報酬月額

議 長 928, 800 円 (改定なし)

副 議 長 783, 500 円 (改定なし)

委 員 長 658, 000 円 (改定なし)

副委員長 631, 200 円 (改定なし)

議 員 612, 300 円 (改定なし)

5 期末手当について

本審議会の審議項目には期末手当は含まれていないが、特別職報酬等の額を決定するにあたって関連性を有することから、これまで参考事項として意見交換を行ってきたところである。期末手当については、次のとおり一般職員の改定月数の改定率を準用し、その適用も職員の改定時期から遅れることなく行われることが適切であるというのが、本審議会の参考としての意見である。

(1) 区長・副区長・教育長の期末手当の支給月数

3. 79月 (現行 3. 83月 - 0. 04月)

(2) 議長・副議長・委員長・副委員長・議員の期末手当の支給月数

4. 02月 (現行 4. 06月 - 0. 04月)

なお、昨年は特別区人事委員会勧告が2回に分かれ、本審議会の第1回目(令和2年11月19日開催)では、月額に先行して期末手当について議論を行うこととなったが、本来月額と合わせ一体として議論すべきものであり、過去の審議で月額と合わせた総合的な議論を行ってきた経過を鑑みれば、今後期末手当につ

いても、本審議会の審議事項とすることが適切であるとの意見を申し添える。

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、特別職報酬等の適正な額について、以上のとおり答申する。

大田区は、引き続き健全財政を維持しているが、今後新型コロナウイルスの感染拡大に伴う税収減や対応策が区財政に更に大きな影響を及ぼすことが予想される。特別職の各位におかれては、厳しい行財政運営に直面する中であっても、社会経済の状況変化によって新たに生じる区民ニーズに対しても的確かつ迅速に応え、区の目指す将来像の実現に向け着実に取り組まれない。

地域に暮らす区民一人ひとりの日々の生活と明るい未来をしっかりと支える効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を引き続き展開され、区民福祉の一層の向上のため精励されることを、この機に改めて強く要望するものである。